

(実習施設等告示) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業 (相談援助実習施設等) ※★印は「在宅その他」、無印は「入所施設」

通し番号	1-11	1-12	1-13	1-14	1-15	1-16	1-17	1-18
根拠法令	母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)	更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)	発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)	障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)	—	—
該当する施設又は事業	★母子福祉センター	更生保護施設	介護老人保健施設 ★地域包括支援センター ★通所介護 ★通所リハビリテーション ★短期入所生活介護 ★短期入所療養介護 ★特定施設入居者生活介護を行う事業 ★認知症対応型通所介護 ★小規模多機能型居宅介護 ★認知症対応型共同生活介護 ★地域密着型特定施設入居者生活介護 ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業 ★居宅介護支援事業 ★介護予防通所介護 ★介護予防通所リハビリテーション ★介護予防短期入所生活介護 ★介護予防短期入所療養介護を行う事業 ★介護予防認知症対応型通所介護 ★介護予防小規模多機能型居宅介護 ★介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業 ★介護予防支援事業	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	発達障害者支援センター	障害者支援施設 福祉ホーム 地域活動支援センター ★療養介護 ★生活介護 ★児童デイサービス ★短期入所 ★重度障害者等包括支援 ★共同生活介護 ★自立訓練 ★就労移行支援 ★就労継続支援 ★共同生活援助を行う事業 ★相談支援事業	高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設	★前各号に準ずる施設又は事業

2 養成施設規則第5条第十四号イ及び学校規則第5条第十四号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるもの
(介護実習施設等) ※★印は「在宅その他」、無印は「入所施設」

通し番号	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	附則																											
根拠法令	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)	児童福祉法	生活保護法	老人福祉法	介護保険法	障害者自立支援法	—	—	—																											
該当する施設又は事業	被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受け、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの	知的障害児施設	救護施設	★老人デイサービスセンター	★指定施設サービス等を行う施設	障害者支援施設	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設	★身体上又は精神上の障害があることにより自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であつて、同時に入浴の介護を行うもの	身体障害者更正施設																											
		知的障害児通園施設	更生施設	★老人短期入所施設	★居宅サービス(訪問看護訪問リハビリテーション居宅療養管理指導福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)を行う事業	地域活動支援センター			身体障害者療護施設																											
		盲ろうあ児施設		養護老人ホーム	★居宅サービス(訪問看護訪問リハビリテーション居宅療養管理指導福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)を行う事業	★障害福祉サービス事業			★障害者福祉サービス事業	★移動支援事業	身体障害者福祉ホーム																									
		肢体不自由児施設		特別養護老人ホーム	★指定地域密着型サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業			★移動支援事業	★移動支援事業	★移動支援事業	身体障害者授産施設																								
		重症心身障害児施設		★老人介護支援センター	★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業					★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人介護支援センター	★身体障害者福祉センター																						
		★指定医療機関		★老人居宅生活支援事業	★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業								★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	★補装具制作施設																			
																★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	★盲導犬訓練施設																
																			★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	★視覚障害者情報提供施設													
									★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業												★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	精神障害者生活訓練施設												
																							★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	精神障害者授産施設									
																										★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	精神障害者福祉ホーム						
																													★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	★精神障害者福祉工場			
																																★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	★精神障害者地域生活支援センター
																																			★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業
						★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業					★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業																								
				★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業		★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業					知的障害者授産施設																							
								★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業					★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	知的障害者通動寮																				
															★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業	★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	知的障害者福祉ホーム																	
									★指定地域密着型介護予防サービスを行う事業	★介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション介護予防居宅療養管理指導介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業								★移動支援事業	★老人居宅生活支援事業	△																

※上記5つの施設・事業の具体的な内訳は次のとおり	※上記4つの施設・事業の具体的な内訳は次のとおり
★訪問介護	★居宅介護
★訪問入浴介護	★重度訪問介護
★通所介護	★行動援護
★通所リハビリテーション	★療養介護
★短期入所生活介護	★生活介護
★短期入所療養介護	★児童デイサービス
★特定施設入居者生活介護	★短期入所
★地域密着型サービス	★重度障害者等包括支援
★夜間対応型訪問介護	★共同生活介護
★認知症対応型通所介護	★自立訓練
★小規模多機能型居宅介護	★就労移行支援
★認知症対応型共同生活介護	★就労継続支援
★地域密着型特定施設入居者生活介護	★共同生活援助
★地域密着型介護老人福祉施設	★移動支援事業
介護老人福祉施設	地域活動支援センター
介護老人保健施設	障害者支援施設
介護療養型医療施設	
★介護予防訪問介護	
★介護予防訪問入浴介護	
★介護予防通所介護	
★介護予防通所リハビリテーション	
★介護予防短期入所生活介護	
★介護予防短期入所療養介護	
★介護予防特定施設入居者生活介護	
★介護予防認知症対応型通所介護	
★介護予防小規模多機能型居宅介護	
★介護予防認知症対応型共同生活介護	

(通知) 社会福祉士養成課程における相談援助実習施設等の範囲について (実習施設等告示第1項第十八号に掲げる施設又は事業)
 (相談援助実習施設等) ※★印は「在宅その他」、赤字は「入所施設」

通し 番号	1	2	3	4	5	6	7
根拠 法令	「身体障害者福祉向上 の設備及び運営につい て」	「知的障害者福祉工場 の設置及び運営につい て」	重症心身障害児(者) 通園事業の実施につい て」	「セーフティーネット 支援対策等事業の実施 について」	「地域福祉センターの 設置運営について」	「隣保館の設置及び運 営について」	—
該当 する 施設 又は 事業	★身体障害者福祉工場 設置運営要綱に基づく 身体障害者福祉工場	★知的障害者福祉工場 設置運営要綱に基づく 知的障害者福祉工場	★重症心身障害児(者) 通園事業実施要綱に基 づく「重症心身障害児 (者)通園事業」	★ホームレス自立支援 事業実施要領に基づく ホームレス自立支援セ ンター	★地域福祉センター設 置運営要綱に基づく地 域福祉センター	★隣保館	★独立型社会福祉士事 務所